

千歳市情報セキュリティ基本方針

(推進体制)

第1条 千歳市情報セキュリティ基本方針（以下、「基本方針」という。）を推進する最高責任者は、情報化推進本部長（副市長）とします。各部署に情報資産の管理責任者を設置し、情報の保護を推進します。

(情報資産の管理)

第2条 情報資産を適正に分類し、その重要性に応じた適切な情報セキュリティ対策を講じます。

(職員の責任と違反の措置)

第3条 職員は、基本方針、情報セキュリティ対策基準を遵守し、情報の正当な利用と保護に務める義務を負い、違反した場合の措置を定めます。

(教育・訓練)

第4条 情報資産を適正に活用するために、情報を取り扱う職員への教育の実施と緊急事態への対応を訓練します。

(報告の義務)

第5条 職員は、情報セキュリティの事件・事故について報告を行う義務を負います。

(物理的な対策)

第6条 情報資産を誤用、盗難、損傷、妨害から守るために、物理的・環境的な保護策を講じます。

(技術的な対策)

第7条 情報システムに対して適切な防護策を講じるとともに、コンピュータウィルスなどの悪意のあるソフトウェアの検出とその予防対策を実施します。

(運用対策)

第8条 情報資産の正当な利用の徹底のために、情報の取り扱いについての基準や手順を定め、遵守します。

(行政サービスの継続)

第9条 災害など対策（予防）しえない事項による事態が発生した場合に、行政サービスを継続していくための計画を策定し対応します。

(法令遵守)

第10条 個人情報保護や不正アクセス（注）行為の禁止にかかる法令等を遵守します。

注：不正アクセス禁止法（平成11年法律第128号）第3条第2項に規定する不正アクセス行為、その他のものが行うアクセス、または利用者が行う権限外のアクセス

（評価と見直し）

第11条 情報資産の変化や新たな脅威に対応するため、定期的に見直しを実施します。
また、情報セキュリティポリシーの遵守及び効果的な運営を確保するために実施状況の評価及び見直しを行います。

附 則

この情報セキュリティ基本方針は、平成16年3月26日から施行します。